2009.1.1　2012.9一部改訂

雇用保険給付体系図

失業給付

求職者給付

(一般被保険者)

基本手当

1.離職日以前2年間に被保険者期間12ヶ月以上
2.求職申込後原則8日目から支給
3.失業の認定は原則4週間に1回
4.給付日数の延長あり　・・・訓練、広域、全国

技能習得手当

寄宿手当

傷病手当

求職申込後15日以上職につけず、基本手当の支給されないとき、基本手当にかえて支給

(高年齢継続被保険者)

高年齢求職者給付金

1.65歳前後を通じ同一事業主に雇用されている者
2.離職日以前1年間に被保険者期間6ヶ月以上
3.求職申込後一時金として支給
4.算定基礎期間　1年以上50日、1年未満30日

(短期雇用特例被保険者)

特例一時金

1.季節雇用又は1年未満の短期雇用を常態とする者
2.離職日の翌日から6ヶ月以内に求職申込、失業認定を受ける
3.安定所長の指示した2年以内の職業訓練受講の場合は一般の求職者給付

(日雇労働被保険者)

日雇労働求職者給付金

失業日の属する月の前2ヶ月間に印紙保険料26日分以上納付されているときに13～17日の範囲で支給(普通給付)
このほか特例給付もあり

就職促進給付

就業促進手当

就業手当

再就職手当の対象とならない常用以外で就業した場合、就職前日の基本手当残日数が1/3以上で、かつ45日以上あるときに支給　基本手当日額×30%

再就職手当

安定した職業についた場合、就職前日の基本手当残日数が1/3以上で、かつ45日以上あるときに支給
・2/3　基本手当日額×0.6　・1/3　基本手当日額×0.5

常用就職支度手当

障害者及び45歳以上の中高年齢者で就職困難な人が職安の紹介により1年以上の継続雇用が確実な場合に支給　支給残日数(上限90日、下限45日)の10分の3の基本手当相当額
・90×0.4×基本手当日額

移転費

広域求職活動費

失業以外の給付

教育訓練給付

教育訓練給付金

1.厚生労働大臣指定講座の受講　訓練開始日に雇用期間3年以上の被保険者(であった者)
2.入学金、受講料の＿＿＿%、上限額＿＿＿万円

雇用継続給付

高年齢雇用

高年齢雇用継続基本給付金

1.60歳以上65歳未満の被保険者(期間5年以上)
2.各月の賃金額が60歳到達時の75%未満

高年齢再就職給付金

1.60歳に達した受給資格者(5年以上の被保険者期間)が、基本手当の支給残日数を100日以上残して再就職し、被保険者となった場合
2.60歳以上～65歳未満の被保険者であること
3.給料が退職前の75%未満

育児休業給付

育児休業基本給付金

1.1歳未満の子を養育するために育児休業を取得する一般被保険者(休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上)
2.休業開始時賃金日額×支給日数×40%(当分の間50%)

育児休業者職場復帰給付金

介護休業給付

介護休業基本給付金

1.家族の介護で休業を取得する一般被保険者(休業開始前2年間に、賃金支払基礎日数が11日以上ある月が12ヶ月以上)
2.休業開始時賃金日額×支給日数×40%

雇用保険率
1,000分の＿＿
ただし、農林水産業(一部を除く)、清酒製造業は1,000分の＿＿、建設業1,000分の＿＿